

1. 維持会費 (1) 個人会員 年額 1口3,000円 (2) 団体会員・法人会員 年額 1口10,000円
 2. 補助事業

下記補助事業については、県や学校などから公的助成が受けられるときは補助対象外とする。
 ただし、公的助成の割合によっては理事会の承認により一定額を補助する。また、1年度間に複数の項目について補助を受けるときは、1団体につき10万円を限度とする。

その他①補助の対象は原則として維持会員(団体又は個人)に限定する。

ただし、小・中・高校に対する団体補助については別途理事会で協議する。

②補助金の申請は、すみやかに申請すること。

③講習会や委嘱料等の申請に当たっては、支払い先の領収書等の写を添付すること。

④外部講師招聘による講習会開催については、他の会員も幅広く聴講できるよう配慮すること。

(1)外部講師等招聘に対する補助

補助の対象は、下記の外部講師等の招聘のために要した謝金、旅費および宿泊費とする。

ただし、複数の団体で外部講師を招聘する場合における旅費および宿泊費の重複請求は認めない。

①合唱団が演奏会の開催に際して行う外部講師または指揮者の招聘

②合唱コンクールやお母さんコーラスなどの九州大会や全国大会出場に向けての指導者の招聘

③上記のほか、合唱団が行う発声や演奏全般についての指導者の招聘

補助の金額は、補助対象経費の8割または下記の限度額のいずれか少ない額とする。

区分	限度額(1回あたり)	1団体の年間利用限度額
九州外	50,000円	50,000円
九州内(鹿児島県内を除く)	30,000円	
鹿児島県内	10,000円	30,000円

(2)全国レベルの講習会等へのリーダー参加補助

(1団体1人分を限度とし、下記補助対象のいずれか1回限りとする)

補助対象 ①全国レベルの講習会参加

②合唱コンクール全国大会、おかあさんコーラス全国大会等を聴きに行く場合

補助金額 旅 費：九州外への参加、20,000円を限度として実費を補助する。

九州内への参加、5,000円を限度として実費を補助する。

(3)全国レベルのコンクール等への出演団体に対する補助金

①全日本合唱コンクール全国大会 1団体につき 50,000円(九州内は30,000円)

②おかあさんコーラス全国大会 1団体につき 50,000円(同上)

③少年少女合唱団全国大会 1団体につき 50,000円(同上)

④声楽アンサンブルコンテスト全国大会 1グループ 30,000円

(4)本県連盟等および中・高校などの各部会が主催する講習会等への補助

①合唱講習会 30,000円以内

②コーラスセミナー 30,000円以内 ③その他の講習会 20,000円以内

(5)合唱コンクール、アンサンブルコンテストでの優秀団体への記念品(楯)提供

(小学校・中学校・高校・大学・一般の金賞団体)

(6)維持会員に対する共通優待券の発行(規約第7条関係)・・・平成22年度より実施中

合唱連盟が主催する合唱祭・合唱講習会(又はコーラスアカデミー)・合唱フェスティバルへのいずれかに入場できる共通優待券(各500円×2枚)を発行する。

(7)委嘱作品に対する作曲料の補助 50,000円以内。

①補助対象作品は新たに作曲された合唱曲とし、原曲をもとにした合唱曲への編曲(作曲)は対象としない。

ただし、歌い継がれた民謡や器楽曲のモチーフ等をアレンジした合唱曲の編曲(作曲)については個々の事案について理事会で検討する。

②補助金額は曲数に応じて、1曲につき1万円から5万円までとする。(28年7月より適用)

(8)その他の補助

①県内各地方における合唱活動の普及・向上のための補助 20,000円以内

(例)ジュニア・小中高・おかあさん・一般の合唱団による合唱祭や講習会)

②その他特別な行事や活動に対する補助については別途理事会において審議する。